

質問回答書

質問項目	質問内容	回答内容
1. 参加表明書 様式 2-1 企業の元請実績 様式 2-2 業務履行証明願	業務実績に「本委託業務と同種・同規模の元請実績」とありますが、同種は、公有地において宿泊事業者を誘致した事業者公募支援業務という理解でよいでしょうか。	公有地において行われる事業者募集の要項や様式等の資料作成の実績があれば同種とみなします。
2. 参加表明書 様式 2-1 企業の元請実績 様式 2-2 業務履行証明願	業務実績に「本委託業務と同種・同規模の元請実績」とありますが、同規模について、何を基準に同規模と判断すればよいでしょうか。必要な数値（敷地面積など）をご教示ください。 また、同規模と判断する際の誤差の範囲をご教示ください。	本公募に係る「業務量の目安」の70%以上の金額規模の契約を基準に同規模か判断します。
3. 仕様書 3. 本業務の内容 （2）民間事業者の募集・選定に係る支援	各書類とも案と記載されておりますが、受託者は案を作成し、最終的な確認・修正（契約書のリーガルチェックを含む）は県が実施するという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、修正内容の検討等は県が実施する見通しですが、修正の作業はお願いする場合があります。
4. 仕様書 3. 本業務の内容 （2）民間事業者の募集・選定に係る支援 ④契約書類案の作成	土地売買に関する説明書類や契約書に関しては、県の方でも当該書類を他の案件で作成しており、ひな形のようなものがあると考えます。 本事業においても、そのひな形を使用して案を作成するという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

<p>5. 参加表明書</p>	<p>J Vないしは技術協力会社を伴う構成で参加することは可能でしょうか。</p>	<p>不可です。 ただし、受託後の業務の一部の再委託については、内容を審査の上、適当と認められる場合に限り承認します。 なお、業務の全部を第三者に委託すること（一括再委託）、業務における主要な部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分等）の再委託はできません。</p>
<p>6. その他</p>	<p>対象施設の現況図面を提供いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>提供はできません。 ただし、閲覧いただくことは可能です。閲覧を希望される場合は事前に県企業立地推進課あてにご連絡ください。 閲覧可能な期間は令和5年1月13日（金）午後5時までとします。</p>
<p>7. 技術提案書</p>	<p>技術提案書についてA 3片面1枚で作成することは可能でしょうか。</p>	<p>不可です。 定められた様式の範囲内で作成ください。</p>